

静岡理科大学における公的研究費に係る不正防止計画の実施結果について、以下のとおり報告する。

体系区分	不正を発生させる要因	要因の概要	対応策	主な関連部署	対策実施内容	実施予定時期	対策完了日
責任体制の明確化	組織を構成する役職者の公的研究費の適切な運営に対する認識の不足	公的研究費の運営・管理を行う組織の役割、責任の所在、範囲と権限について、組織の構成者の認識が不十分である。	・「静岡理科大学における公的研究費の運営・管理に関する規程」に基づく組織の役職者の役割について、公的研究費の不正使用に係わる本学の基本方針を踏まえて大学執行部に説明を行い、理解を促進する。 ・公的研究費の運営・管理を行う組織を大学HPに掲出する。	不正防止計画推進委員会 ※12/1より不正防止計画推進室 コンプライアンス推進責任者	【継続】 公的研究費の運営・管理を行う組織を大学HPに掲出	令和3年度中 ※新着任教職員に対して着任の都度実施	令和3年度も継続してHP掲出 R3/12/1付改定
運営・管理の環境整備	公的研究費の運営・管理に関するルール必要性に関する認識不足	公的研究費の運営・管理を適正に行う必要性についての理解が全般的に不十分である。	・公的研究費に関する管理・運営の適正に行う必要性について、「本学が管理する経費（研究費を含む）等の執行について」（平成31年3月25日改定：学長通達）に基づき、周知徹底を図ると共に、内容に関して必要に応じて随時見直しを図る。 ・新着任教職員に対するコンプライアンス教育の実施と誓約書の徴集、並びに新規に競争的資金に係わる研究費を採択した教員に対する予算事務説明を実施する。	不正防止計画推進委員会 ※12/1より不正防止計画推進室 コンプライアンス推進責任者	【新規】 全教職員を対象と下コンプライアンス教育の検討・提案 【継続】 新任教職員に対するコンプライアンス教育の実施 【継続】 競争的資金を取得した者に対する説明会の開催 不正防止計画推進委員会における啓発	令和3年度中 ※競争的資金を取得した者に対して実施	コンプライアンス教育実施日 新任教職員対象 R3/04/05（10名） R3/05/07（1名） R3/10/05（2名） 科研費・競争的資金の執行に係る説明会（延べ50名対象） R3/07/22 R3/07/23 不正防止計画推進委員会 R3/05/11 開催
運営・管理の環境整備	相談窓口、不正使用・不正行為の通報窓口の存在の周知が不十分	公的研究費に関する不正使用・不正行為に対する相談、通報窓口の存在について、十分な周知ができていないため、必要な報告等が通報されないおそれがある。	・公的研究費に関する不正使用・不正行為に関する窓口の存在について、引き続き大学HPへの掲載を行う。 ・公的研究費の不正使用に関する告発があった場合の本学の対応について、大学HPに明示する。	不正防止計画推進委員会 ※12/1より不正防止計画推進室 総務課	【継続】 コンプライアンス教育の実施 通報・相談窓口の大学HPへの掲載	令和3年度も継続実施	コンプライアンス教育実施日は上記のとおり 大学HPにおいても継続して掲出中（R3/12/01改訂）
運営・管理活動	公的研究費全般の相談等の取り扱い窓口の認識不足	公的研究費に係る相談担当窓口が認識されておらず、研究者と事務職員との間で意思疎通が円滑でない等により、誤った解釈のまま予算執行管理をされるおそれがある。	・公的研究費に係る相談等については、申請、執行、管理、報告など担当窓口一覧にて明確にし、周知する。	総務課 社会連携課	【新規】 公的研究費に係る担当窓口一覧の作成、周知	令和3年度中	令和3年度より、教職員及び学生向けに不正防止啓発リーフレットを作成し配布。当該リーフレットに担当窓口を明記した。
運営・管理活動	出張に関する不正防止策の不徹底	出張の事実確認に耐えうる出張報告等の提出に対する理解不足により、適切な報告が行われないおそれがある。	・第三者による監査に耐えうるよう、出張先・訪問先の担当者名や連絡先、並びに、出張目的やその内容に関する出張報告書の作成を継続する。 ・訪問先・宿泊先等に直接問い合わせを行う定期的なモニタリング調査を事務管理部门で実施する。	不正防止計画推進委員会 総務課	【継続】 出張命令簿兼出張旅費請求書に関するモニタリング調査の実施	令和3年度も継続実施	令和3年度も継続して実施 ただし、モニタリング調査は未実施
不正防止計画	不正を発生させる要因の体系的な評価ができていない	公的研究費に関する不正を発生させる要因を抽出し、評価する組織的な対応が不十分となると、不正が発生するおそれがある。	・現状で把握しうる不正を発生させる要因を抽出し、その対応に関する不正防止計画を継続して策定する。 ・不正防止計画を所掌する防止計画推進委員会において、要因の抽出と評価、対策を継続的に行之い、不正の発生要因に対する具体的な対策と行う。	不正防止計画推進委員会 ※12/1より不正防止計画推進室 総務課	【継続】 不正防止計画の策定・実行	令和3年度も継続実施	令和3年度不正防止計画の策定 R3/05/11承認・決定
内部監査	内部監査におけるモニタリング調査、リスクアプローチ監査の未実施	内部監査については、毎年度ルールに則した対応がなされているかについての監査は行われているが、モニタリング調査、リスクアプローチ的な手法を用いた監査は十分行われていない。	・監査室への情報提供を行い、モニタリング調査、リスクアプローチ監査を実施できる環境を整備・維持することにより、不正を未然に防止できる体制を構築する。	総務課	【新規】 競争的資金の関する内部監査への監事及び公認会計士の参加 【継続】 内部監査・監事監査におけるモニタリング調査の実施	令和3年度も継続実施	令和2年度期末決算監査： R3/05/06 令和2年度競争的資金内部監査：R3/07/29 令和3年度中間決算監査： R3/10/21 令和3年度期末決算監査： R4/05/02